
江の川水系下流支川域 河川整備計画

平成26年6月

島 根 県

目 次

1. 江の川水系下流支川域の概要	- 1 -
2. 対象区間及び期間	- 4 -
2.1 対象区間	- 4 -
2.2 対象期間	- 8 -
3. 河川整備計画の目標に関する事項	- 9 -
3.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	- 9 -
3.1.1 過去の洪水概要、治水事業の沿革	- 9 -
3.1.2 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	- 12 -
3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	- 13 -
3.2.1 過去の渇水概要、水利用の状況	- 13 -
3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	- 14 -
3.3 河川環境の整備と保全に関する事項	- 15 -
3.3.1 河川環境の現状と人々との関わり	- 15 -
3.3.2 河川環境の整備と保全に関する目標	- 18 -
4. 河川整備の実施に関する事項	- 19 -
4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	- 19 -
4.1.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所	- 19 -
4.1.2 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	- 20 -
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	- 23 -
(1) 河道の維持管理	- 23 -
(2) 河川管理施設の維持管理	- 23 -
(3) 河川敷地の維持管理	- 24 -
5. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	- 25 -
5.1 河川情報の提供	- 25 -
5.1.1 地域や関係機関との連携	- 25 -
(1) 河川愛護活動の支援	- 25 -
(2) 学識経験者等との連携	- 25 -
(3) 緊急時における対応	- 25 -
(4) 施設管理者や他機関との調整	- 25 -
(5) 地域が一体となった取り組み	- 26 -

1. 江の川水系下流支川域の概要

江の川は、広島県山県郡北広島町阿佐山（標高 1,218m）の東方を源として、広島県三次市で西流した後、島根県邑南町に達します。島根県内では 1 市 3 町を通過する間、美郷町において大きく屈曲しながら、出羽川、濁川、小谷川、八戸川、都治川等の支川を合流し江津市において日本海へ注いでいます。その流域は広島・島根両県にわたり、中国地方の河川では最大の流域面積 3,900 km²を持ち、幹線流路延長は 194 kmにおよび、中国地方中央部における社会、経済、文化の基盤をなしています。

本河川整備計画の策定対象範囲である下流支川域は、江の川水系の中で島根県に位置する支川の内、出羽川流域及び八戸川流域を除く支川全域です。この下流支川域の流域面積は約 513 km²で、42 流域 68 河川が含まれています。

（地形・地質）

江の川水系下流支川域は中国山地の北側にあたり、東側は三瓶山（1,126m）、南側は阿佐山（1,284m）に画された範囲にあり、標高 50～400m 程度の準平原が広く分布しています。こうした平原状の地形は谷底平野を末端に伴いながら周辺の山地に深く湾入し、この比較的単調な地形を穿って先行性河川である江の川が日本海に流入しています。

江の川沿岸は河川の浸食作用により河岸部が急傾斜で落ち込み、斜面には比較的自然的状態を保った形で植生が現存しており、江の川特有の河川景観を形成しています。

下流支川域を流れる支川は江の川に急流で落ち込み、また地質は流紋岩類や花崗岩であり岩質が堅いことから浸食を受けにくく、断魚溪、幡龍 峡、大槓谷 峡谷、観音滝、岩瀧寺の瀧等、各所で溪谷美を作り出しています。

地質は、北西部の本川下流部に古生代の三群変成岩が分布し、流域南部には中生代白亜紀の溶結性凝灰岩質岩石（高田流紋岩相当層）が広大な面積を占め、その岩質から比較的急峻な地形が広く展開しています。このような火山性岩石に、邑南町付近の本川沿いに花崗岩類が、後期白亜紀から古第三紀にかけて北東－南西方向に分布しています。北部の海岸に広がる温泉津丘陵には洪積世の都野津礫層が小規模に分布しています。

（気候）

江の川水系下流支川域は中国山地沿いの豪雪地帯に位置しており、気候は、日本海型気候地域に属し、冬に雪が多い北陸・山陰型と言われます。支川域の中央に位置する川本観測所（気象庁）の年平均気温は 13.8℃、年降水量は 1,600～2,400mm 程度となっています。

（自然環境）

江の川水系下流支川域には、自然公園法に基づく「大山隠岐国立公園三瓶山地域」や国の名勝に指定されている断魚溪などの溪谷的自然が多く残る地域となっています。

魚類は、アユやカワムツなどのほかにオヤニラミやズナガニゴイ、アブラボテなどが同一水系に生息しており、山陰地方の他の河川と比較した場合、多様な魚類が見られます。

鳥類は、カワセミ、ヤマセミ等が見られるなど多様な動植物が生息しています。

植生は、気候帯から分類すると標高 800m 程度までがヤブツバキクラス域の温暖帯、標高 800m 以上がブナクラス域の冷温帯に属しています。



断魚溪（島根県自然環境課 HP）

（人口・産業）

昭和 60 年から平成 22 年の国勢調査によると、江の川水系下流支川域の関係 2 市 4 町（大田市、江津市、川本町、邑南町、美郷町、飯南町）の人口は減少傾向で、その減少率は島根県全体の減少率を大きく上回っており少子高齢化が進んでいます。

産業別就業者人口構成率については、昭和 60 年から平成 22 年にかけて第三次産業人口構成率が継続的に増加しています。一方、第二次産業人口構成率は昭和 60 年から平成 2 年にかけて増加傾向が見られましたが、近年にかけて減少傾向となっています。第一次産業人口構成率は平成 12 年にかけて大きく減少していましたが、平成 12 年以降、減少幅は小さくなっています。

（歴史・文化）

江の川水系下流支川域の歴史は古く、縄文・弥生時代の遺跡も発見されています。美郷町にある沖丈^{おきじょう}遺跡では、弥生時代の配石墓など、縄文時代から平安時代の遺構・遺物が検出され、邑南町にある中野仮屋銅鐸^{なかのかりや}出土地では銅鐸 2 個が発見されました。

江戸時代には、石見^{いわみ}銀山の開発や、江の川を用いた舟運により江津や浜原などが繁栄しました。また、中国山地一帯は良質の砂鉄の山地であり、古来邑智郡を中心とした、鉦^{たたら}地帯となっていました。

これらの影響もあり、江の川水系下流支川域には建造物、絵画、彫刻、工芸品などで、数多くの文化財がみられます。また、豊かな自然環境を反映し、三瓶山自然林など天然記念物も点在しています。

（土地利用）

江の川水系下流支川域は森林が大部分を占め、農地地域は江の川及び支川沿いを中心にわずかに広がる程度です。宅地は江津市の都市部に集中している他は、山間部の盆地やわずかな平地に点在する程度です。

(河川の特徴)

都治川は、大田市温泉津町の三子山^{みつごやま}（標高 T.P.587m）に水源を発し、谷底平野で小支川を合わせながら西に流れ、途中江津市において南川、北川の支川と合流し、一級河川江の川の下流東岸に合流しています。

河床は全区間を通じて礫・砂で構成されており、一部岩盤が露頭している箇所もみられます。上流区間は 1/50 程度の急勾配となっていますが、江の川合流点付近では 1/500 程度と比較的緩い勾配となっています。

水質は、都治橋地点において平成 21 年の BOD75%値が 0.7mg/L と河川 A 類型（BOD2mg/l 以下）を確保しており良好な水質を維持しています。

流域内ではアユ漁をはじめとした漁業が行われており、特にアユについては解禁の季節になると県内外から釣り客が訪れます。

上流部には幅約 18m、高さ約 121m、4 段に連なる勇壮な「岩瀧寺の滝」があり、江津市の名勝として自然林とあわせ指定文化財に指定され、豊かな自然環境を色濃く残しています。

また、流域内では市民団体や愛護団体などの活動により、河川清掃、草刈り、サケの稚魚の放流会などが行われています。



図 1-1 サケの稚魚放流会の状況(H22.3、左)、岩瀧寺の滝(右)

2. 対象区間及び期間

2.1 対象区間

江の川水系下流支川域河川整備計画における対象区間は、表 2-1 に示す法河川のすべての区間です。

表 2-1 対象区間一覧【1/4】

河川名	河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	対象区間（上段：左岸、下段：右岸）	
ほんまちがわ 本町川	0.70	0.60	江津市江津町 244 番の 2 地先	江の川への合流点
			江津市江津町 266 番地先	
おおたがわ 太田川	1.00	2.40	江津市松川町太田 587 番の 2 地先	江の川への合流点
			江津市松川町太田 110 番の 3 地先	
つちがわ 都治川	15.20	49.40	大田市温泉津町井田 325 番の 2 地先のさ かい橋	江の川への合流点
			大田市温泉津町井田 325 番の 2 地先のさ かい橋	
きたがわ 北川	1.71	5.30	江津市波積町北 201 番地先	都治川への合流点
			江津市波積町北 182 番地先	
なかしょうじがわ 中正路川	0.90	1.70	大田市温泉津町井田大字井田 671 番の 2 地先	都治川への合流点
			大田市温泉津町井田大字井田 798 番の 1 地先	
おくだにがわ 奥谷川	1.96	14.50	田原川の合流点	江の川への合流点
			田原川の合流点	
かんづいがわ 上津井川	3.75	9.30	江津市松川町上津井 444 番地先	江の川への合流点
			江津市松川町上津井 445 番地先	
ながらがわ 長良川	1.20	3.60	江津市松川町上津井 715 番地先	江の川への合流点
			江津市松川町上津井 730 番地先	
ようろだにがわ 養路谷川	0.60	1.80	江津市桜江町谷住郷 3113 番地先の養路 谷石積堰堤	江の川への合流点
			江津市桜江町谷住郷 3113 番地先の養路 谷石積堰堤	
こたにがわ 小谷川	5.30	10.90	福田川の合流点	江の川への合流点
			福田川の合流点	
こたにがわ 小谷川 ほうすいろ 放水路	1.00	0.00	小谷川からの分派点	江の川への合流点
			小谷川からの分派点	
ながとろがわ 長戸路川	5.60	11.40	江津市桜江町谷住郷 286 番地先	小谷川への合流点
			江津市桜江町谷住郷 293 番地先	
えのきだにがわ 榎谷川	1.30	1.30	清水川の合流点	江の川への合流点
			清水川の合流点	
ひさいだにがわ 久井谷川	0.90	2.10	坂辻川の合流点	江の川への合流点
			坂辻川の合流点	
だづたにがわ 田津谷川	0.98	9.40	日和川の合流点	江の川への合流点
			日和川の合流点	
わたりがわ 渡川	1.60	1.30	江津市桜江町川越 996 番の 2 地先	江の川への合流点
			江津市桜江町川越 996 番の 2 地先	
さかもとがわ 坂本川	2.00	5.80	江津市桜江町坂本 3835 番地先の坂本頭 首工	江の川への合流点
			江津市桜江町坂本 3835 番地先の坂本頭 首工	

表 2-2 対象区間一覧【2/4】

河川名	河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	対象区間（上段：左岸、下段：右岸）	
しかがたにがわ 鹿賀谷川	1.50	6.40	江津市桜江町鹿賀 757 番地先の観音滝下流端	江の川への合流点
			江津市桜江町鹿賀 757 番地先の観音滝下流端	
にがりがわ 濁川	14.20	45.30	邑南町矢上 2133 番地先	江の川への合流点
			邑南町矢上 2497 番の 1 地先	
いばらがわ 井原川	9.88	15.70	邑南町鱒淵 3374 番の 5 地先	濁川への合流点
			邑南町鱒淵 3374 番の 5 地先	
まのほらがわ 馬野原川	2.70	7.50	邑南町鱒淵 1717 番の 2 地先	井原川への合流点
			邑南町鱒淵 1723 番の 3 地先	
ゆるぎがわ 緩木川	2.50	3.50	邑南町鱒淵 2075 番の 8 地先	馬野原川への合流点
			邑南町鱒淵 1672 番の 1 地先	
しんやまがわ 新山川	4.10	5.80	邑南町鱒淵 3535 番の 47 地先の中野屋橋	井原川への合流点
			邑南町鱒淵 3535 番の 47 地先の中野屋橋	
かやばがわ 茅場川	1.80	3.50	邑南町中野 3070 番の 1 地先	濁川への合流点
			邑南町中野 3505 番の 4 地先	
もりぎねがわ 森実川	2.20	3.70	邑南町中野 244 番地先	濁川への合流点
			邑南町中野 640 番地先	
おおはただにがわ 大畑谷川	2.30	3.50	邑南町矢上 5323 番地先	濁川への合流点
			邑南町矢上 8110 番地先	
りききわだにがわ 力沢谷川	2.50	2.40	邑南町矢上 7604 番地先	大畑谷川への合流点
			邑南町矢上 7765 番地先	
ゆずのきだにがわ 柚ノ木谷川	1.10	2.20	邑南町矢上 1164 番の 1 地先	濁川への合流点
			邑南町矢上 1173 番地先	
きたにがわ 木谷川	6.50	17.00	川本町田窪 289 番の 1 地先の三原滝橋	江の川への合流点
			川本町田窪 289 番の 1 地先の三原滝橋	
はしだにがわ 林谷川	0.18	1.20	川本町川本 553 番の 7 地先	江の川への合流点
			川本町川本 557 番の 5 地先	
ひなたがわ 日向川	1.20	2.50	川本町川本 918 番地先	江の川への合流点
			川本町川本 918 番地先	
たまくりがわ 玉繰川	2.20	3.30	川本町川下 3017 番地先	江の川への合流点
			川本町川下 3017 番地先	
やだにがわ 矢谷川	6.30	17.70	坂根川の合流点	江の川への合流点
			坂根川の合流点	
みなにがわ 三谷川	9.00	36.20	八代川の合流点	江の川への合流点
			八代川の合流点	
おくみまたがわ 奥三俣川	1.00	8.20	川本町三俣 485 番地先	三谷川への合流点
			川本町三俣 485 番地先	
そじきがわ 祖式川	14.25	23.00	大田市祖式町 192 番の 1 地先	江の川への合流点
			大田市祖式町 191 番の 2 地先	
まのほらがわ 馬野原川	3.00	3.50	川本町馬野原 193 番の 1 地先	祖式川への合流点
			川本町馬野原 193 番の 1 地先	
きみたにがわ 君谷川	9.20	23.00	美郷町内田 434 番地先	江の川への合流点
			美郷町内田 434 番地先	
こうきだにがわ 河木谷川	1.40	4.10	美郷町乙原 1713 番 6 地先	江の川への合流点
			美郷町乙原 493 番 1 地先	
こうきだにがわ 河木谷川 ほうすいろ 放水路	0.76	3.75	河木谷川からの分流水点	江の川への合流点
			河木谷川からの分流水点	

表 2-3 対象区間一覧【3/4】

河川名	河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	対象区間（上段：左岸、下段：右岸）	
ひうちだにがわ 火打谷川	2.90	6.50	美郷町築瀬 440 番地先	江の川への合流点
			美郷町築瀬 440 番地先	
しりなしがわ 尻無川	7.58	41.90	美郷町小松地 52 番の 2 地先	江の川への合流点
			美郷町小松地 52 番の 2 地先	
はやみがわ 早水川	6.98	20.10	大田市三瓶町志学 3 番の 1 地先の泉屋橋	江の川への合流点
			大田市三瓶町志学 3 番の 1 地先の泉屋橋	
くぼがわ 久保川	3.50	4.30	美郷町久保 881 番地先	早水川への合流点
			美郷町久保 881 番地先	
しぶたにがわ 渋谷川	2.70	3.30	美郷町久保 857 番の 2 地先	江の川への合流点
			美郷町久保 857 番の 2 地先	
みなみだにがわ 南谷川	0.10	0.90	美郷町浜原 137 番地先	江の川への合流点
			美郷町浜原 400 番 6 地先	
さわだにがわ 沢谷川	8.59	32.10	美郷町酒谷 496 番地先	江の川への合流点
			美郷町酒谷 496 番地先	
ちはらがわ 千原川	2.60	16.40	美郷町千原 1813 番の 2 地先	沢谷川への合流点
			美郷町千原 1083 番の 1 地先	
みたんだにがわ 三反谷川	2.00	1.50	美郷町九日市 1002 番地先	沢谷川への合流点
			美郷町九日市 1002 番地先	
ふたごうがわ 二多合川	2.65	6.40	美郷町潮村 427 番の 1 地先	江の川への合流点
			美郷町潮村 426 番地先	
ひびらがわ 日平川	2.30	5.10	美郷町都賀行 191 番の 3 地先の芝山林道 八号橋	江の川への合流点
			美郷町都賀行 191 番の 3 地先の芝山林道 八号橋	
いのたにがわ 猪谷川	7.50	14.00	美郷町都賀行 218 番地先の永久橋	江の川への合流点
			美郷町都賀行 218 番地先の永久橋	
やまねがわ 山根川	0.60	2.80	美郷町都賀行 399 番地先	猪谷川への合流点
			美郷町都賀行 393 番地先	
たかねしがわ 高梨川	2.00	2.30	美郷町都賀行 1020 番の 6 地先	江の川への合流点
			美郷町都賀行 610 番地先	
ひびきだにがわ 響谷川	3.00	8.70	美郷町長藤 936 番の内第 1 地先	江の川への合流点
			美郷町長藤 935 番の 1 地先	
しおだにがわ 塩谷川	7.70	27.60	飯南町塩谷 227 番地先の長迫橋	江の川への合流点
			飯南町塩谷字井手下 227 番地先の長迫橋	
しんぞうしがわ 新造路川	2.20	5.90	美郷町上野 974 番の 1 地先	江の川への合流点
			美郷町上野 970 番地先	
つのたにがわ 角谷川	10.86	19.30	邑南町八色石 892 番の 1 地先	江の川への合流点
			邑南町八色石 900 番地先	
みやうちがわ 宮内川	1.20	9.00	美郷町宮内 578 番地先	角谷川への合流点
			美郷町宮内 579 番の 2 地先	
ちょうげんしがわ 長源寺川	1.70	4.30	邑南町布施 309 番地先	角谷川への合流点
			邑南町布施 354 番地先	
てんばがわ 天羽川	0.50	1.70	邑南町八色石 177 番地先	角谷川への合流点
			邑南町八色石 111 番地先	
うしろだにがわ 後谷川	0.80	1.40	邑南町宇都井 962 番地先	江の川への合流点
			邑南町宇都井 963 番地先	
うづいだがわ 宇津井谷川	1.30	7.40	邑南町伏谷 1422 番の 2 地先の折渡橋	江の川への合流点
			邑南町伏谷 1422 番の 2 地先の折渡橋	

表 2-4 対象区間一覧【4/4】

河川名	河川 延長 (km)	流域 面積 (km ²)	対象区間（上段：左岸、下段：右岸）	
かないだにがわ 金井谷川	3.80	7.40	邑南町宇都井 1098 番の 2 地先	宇津井谷川への合流点
			邑南町宇都井 474 番地先	
うしろやまがわ 後山川	1.80	2.50	邑南町宇都井 36 番地先	江の川への合流点
			邑南町宇都井 741 番地先	
ほそがいがわ 細貝川	1.00	2.50	邑南町阿須那 814 番地先	後山川への合流点
			邑南町上口羽 1168 番地先	
ながせがわ 長瀬川	7.40	15.80	邑南町久喜 111 番地先	江の川への合流点
			邑南町久喜 108 番地先	
くろせがわ 黒瀬川	1.00	3.50	邑南町大林 205 番地先	長瀬川への合流点
			邑南町大林 205 番の 1 地先	
合計	241.73			

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

3.1.1 過去の洪水概要、治水事業の沿革

江の川水系下流支川域における各河川は、過去度重なる洪水に見舞われてきました。近年において江の川水系で発生した過去の主要な洪水被害は、表 3-1 のとおりです。

昭和 46 年 7 月や昭和 47 年 7 月の大出水では江の川本川沿いをはじめ、支川域の多くの河川で、家屋及び農地の浸水被害が発生し、中でも都治川では昭和 46 年 7 月に家屋浸水約 100 戸、小谷川では昭和 47 年 7 月に家屋浸水約 200 戸の多大な被害が発生しました。都治川及び小谷川の洪水氾濫状況の写真を図 3-1 に示します。

昭和 47 年 7 月の豪雨は、最大日雨量が過去最大を記録し、昭和 46 年 7 月、昭和 58 年 7 月、及び昭和 63 年 7 月をはるかに上回る規模でしたが、1 時間雨量ではむしろ昭和 46 年 7 月や昭和 58 年 7 月が大きく、支川毎の浸水被害は、雨の降り方によって大きく左右されています。

これらの洪水に対処するため、下流支川域では災害復旧による河川改修事業を実施しました。これまでに事業を実施した河川は 26 河川、改修総延長は約 60 km に達しています。過去の洪水により、家屋・農地等に浸水被害を受けた河川のうち、濁川や三谷川等についてはこれらの改修により治水安全度が確保されてきましたが、都治川については未だ十分な治水対策が実施されていないため、近年においても家屋及び農地等の浸水被害が発生しています。

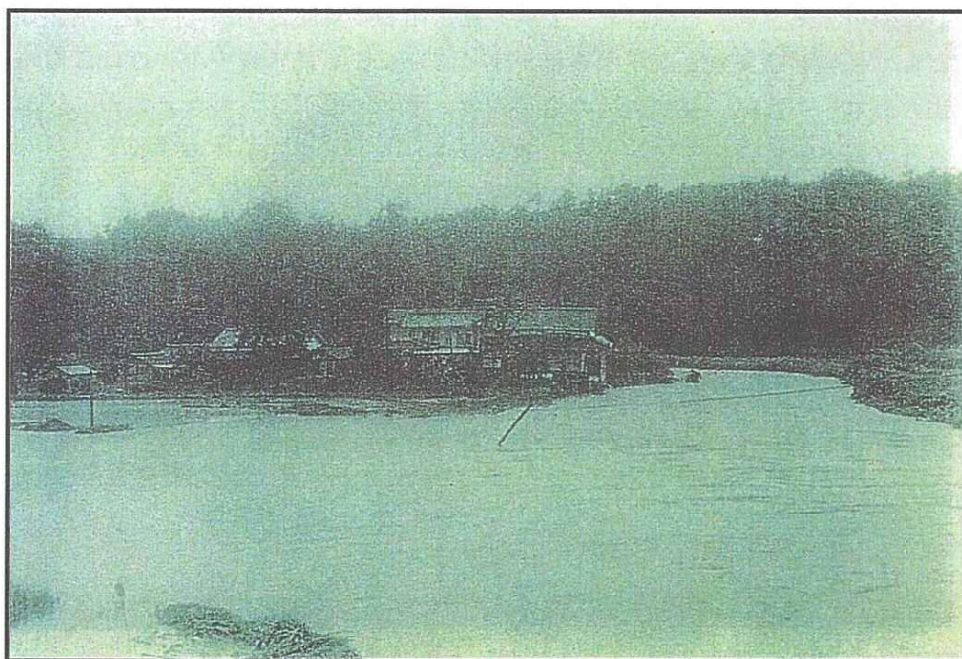
都治川では、江戸時代 17 世紀後半から洪水の記録が残っており、18 世紀前半の宝永から享保期、1780 年代から 90 年代の天明・寛政期、19 世紀前半の化政期から天保期、後半の弘化・嘉永・安政期に災害が頻発した記録が残っています。天保 6 年 6 月の大洪水では堤防が全壊し、耕地 250 石余りが破壊される甚大な災害を蒙りました。戦前では昭和 18 年 9 月の出水により家屋流出 7 棟、浸水家屋 182 棟等の被害が起きています。また、最近では昭和 58 年、昭和 63 年、平成 5 年、平成 18 年などに浸水被害が発生しています。このため、都治川の洪水による沿川の浸水被害を解消することを目的に、ダムによる洪水調節と河川改修を組み合わせた治水計画を立案し、昭和 46 年度から災害復旧による河川改修事業に着手しました。江の川合流点から上流約 7 km の区間で、掘削、築堤、護岸等を、平成 11 年度から河岸整備を実施し、平成 15 年度に完了しています。ただし、昭和 46 年 7 月、昭和 47 年 7 月降雨による洪水に対しては未だ充分ではなく、抜本的な治水対策が必要です。

また、小谷川では、昭和 47 年 7 月の洪水により、床下浸水 5 棟、床上浸水 173 棟、全壊 5 棟、半壊 25 棟の多大な被害が発生したことを契機に、小谷川の江の川合流点から上流約 2 km 区間において、谷住郷地区たにじゅうごうの浸水被害を解消するため、洪水流量をトンネル放水路により江の川本川へ直接放流し、あわせて小谷川及び長戸路川を整備する河川改修事業に昭和 57 年度より着手し、平成 17 年に完了しています。

表 3-1 既往洪水の概要

洪水年月日	気象原因	洪水期間最大日雨量 (最大1時間雨量)					下流支川域 洪水被害 発生河川数	主な被害
		江津 (mm)	桜江 (mm)	川本 (mm)	瑞穂 (mm)	赤名 (mm)		
昭和46年6月 2日 ～7月27日	梅雨前線及び 台風13号	157.0 (55.0)	160.0 (58.0)	150.0 (39.0)	130.0 (73.0)	119.0 (30.5)	24河川	・ 尻無川：農地浸水 138ha、宅地他浸水 10ha、床下浸水 34棟、 床上浸水 4棟、半壊 1棟、全壊 1棟 ・ 濁川：農地浸水 268ha、床下浸水 130棟、床上浸水 5棟、 半壊 2棟、全壊 2棟 ・ 都治川：浸水家屋 102戸、全半壊 19戸 ・ 他 小谷川、河木谷川、角谷川等にて被害
昭和47年6月 6日 ～7月23日	継続した豪雨 並びに 台風6, 7, 9号	277.0 (28.0)	欠測	182.0 (23.0)	185.0 (34.0)	162.0 (29.0)	16河川	・ 濁川：農地浸水 1.2ha、宅地他浸水 14.3ha、床下浸水 38棟、 床上浸水 10棟 ・ 小谷川：全壊 5棟、半壊 25棟、床上浸水 173棟、床下浸水 5棟 ・ 他 都治川、塩谷川等にて被害
昭和49年8月17日 ～9月10日	台風14, 16, 18号	80.0 (11.0)	99.0 (11.5)	105.0 (10.0)	125.0 (11.0)	113.0 (13.0)	23河川	・ 君谷川：農地浸水 5.0ha、宅地他浸水 2.0ha ・ 沢谷川：農地浸水 18.0ha、宅地他浸水 2.0ha ・ 尻無川：農地浸水 7.0ha、宅地他浸水 2.0ha ・ 他 濁川、祖式川、後谷川等にて被害
昭和50年6月 3日 ～7月18日	豪雨	109.0 (39.5)	91.0 (30.5)	125.0 (40.0)	43.0 (37.5)	112.0 (37.0)	26河川	・ 沢谷川：農地浸水 36.1ha、宅地他浸水 233.9ha、床下浸水 13戸、 床上浸水 1戸 ・ 鴛谷川：農地浸水 5.0ha、宅地他浸水 27.5ha ・ 尻無川：農地浸水 35.4ha、宅地他浸水 114.6ha、床下浸水 18戸、 全壊 1戸、半壊 2戸 ・ 他 塩谷川、高梨川、日平川等にて被害
昭和52年8月 4日 ～8月22日	豪雨	135.0 (－)	97.0 (45.0)	90.0 (45.0)	61.0 (37.0)	87.0	7河川	・ 尻無川：農地浸水 0.5ha ・ 都治川：公共土木施設被害等 ・ 他 濁川、祖式川、塩谷川等にて被害
昭和54年6月18日 ～8月 8日	豪雨	観測中止	93.0 (16.0)	欠測	64.0 (22.0)	69.0 (28.0)	13河川	・ 君谷川：農地浸水 2.1ha ・ 沢谷川：農地浸水 0.8ha
昭和55年8月31日	前線性豪雨 豪雨	〃	137.0 (12.0)	99.0 (16.0)	88.0 (16.0)	88.0 (24.0)	4河川	・ 君谷川：農地浸水 2.5ha、宅地他浸水 0.4ha ・ 河木谷川：農地浸水 5.5ha、宅地他浸水 0.7ha、床下浸水 8棟、 床上浸水 1棟 ・ 沢谷川：農地浸水 1.9ha、宅地他浸水 0.1ha
昭和58年5月24日 ～7月28日	豪雨、台風6号	〃	122.0 (68.0)	113.0 (56.0)	91.0 (45.0)	109.0 (42.0)	13河川	・ 宇津井谷川：農地浸水 5.2ha、宅地他浸水 0.3ha、床下浸水 17棟、 床上浸水 1棟、半壊 2棟、全壊 1棟 ・ 角谷川：農地浸水 10.6ha、宅地他浸水 0.4ha、床下浸水 11棟、 床上浸水 1棟、半壊 4棟 ・ 濁川：農地浸水 59ha、宅地他浸水 16.7ha、床下浸水 121棟、 床上浸水 31棟、半壊 11棟、全壊 9棟 ・ 小谷川：農地浸水 6.9ha、宅地他浸水 1.1ha、床下浸水 3棟、 床上浸水 1棟 ・ 都治川：農地浸水 54.8ha、宅地他浸水 29.8ha、床上浸水 2棟、 床下浸水 16棟、全半壊 2棟
昭和60年5月27日 ～7月24日	豪雨	〃	132.0 (34.0)	136.0 (52.0)	139.0 (29.0)	125.0 (44.0)	25河川	・ 本谷川：農地浸水 0.9ha ・ 三谷川：農地浸水 0.3ha ・ 矢谷川：農地浸水 1.5ha ・ 都治川：農地浸水 32ha、宅地その他浸水 3ha、床下浸水 32戸、 床上浸水 3戸 ・ 他 上津井川、祖式川、尻無川等にて被害
昭和63年6月 7日 ～7月28日	豪雨	〃	276.0 (55.0)	138.0 (46.0)	136.0 (28.0)	76.0 (30.0)	8河川	・ 都治川：公共土木施設被害等、農地浸水 28.7ha ・ 他 小谷川、尻無川、沢谷川等にて被害
平成元年8月24日 ～8月29日	豪雨、台風7号	〃	53.0 (8.0)	69.0 (10.0)	64.0 (8.0)	66.0 (10.0)	8河川	・ 都治川：公共土木施設被害等 ・ 他 上津井川、小谷川、君谷川等にて被害
平成 5年5月21日 ～8月12日	豪雨、台風 5, 6, 7号	〃	79.0 (21.0)	110.0 (22.0)	60.0 (28.0)	81.0 (18.0)	10河川	・ 小谷川、都治川、上津井川、君谷川、河木谷川等にて被害
平成 7年7月 8日	梅雨前線	〃	104.0 (11.0)	99.0 (22.0)	103.0 (21.0)	101.0 (17.0)	6河川	・ 小谷川、尻無川、上津井川等にて被害
平成 9年 7月 2日 ～ 7月18日	梅雨前線豪雨	〃	72.0 (11.0)	75.0 (16.0)	68.0 (21.0)	90.0 (16.0)	1河川	・ 江の川：農地 164,000㎡
平成 9年 8月 3日 ～ 8月13日	豪雨及び 台風11号	〃	96.0 (33.0)	92.0 (24.0)	111.0 (45.0)	107.0 (30.0)	2河川	・ 無名河川：宅地その他 444㎡、床下浸水 2棟 ・ 江の川：農地 226,000㎡
平成10年10月13日 ～10月17日	豪雨及び 台風10号	〃	101.0 (33.0)	107.0 (38.0)	107.0 (23.0)	95.0 (19.0)	1河川	・ 江の川：宅地その他 365㎡、農地 852,000㎡、床下浸水 4棟
平成11年 6月22日 ～ 7月 4日	梅雨前線豪雨	〃	127.0 (23.0)	169.0 (29.0)	169.0 (27.0)	135.0 (20.0)	1河川	・ 江の川：宅地その他 8,495㎡、農地 84,375,900㎡、 床下浸水 66棟、床上浸水 24棟
平成16年7月29日 ～8月 3日	台風10号 及び豪雨	〃	54.0 (24.0)	51.0 (14.0)	61.0 (15.0)	57.0 (9.0)	1河川	・ 新川：宅地その他 120㎡、床下浸水 2棟、床上浸水 2棟 ・ 河川海岸以外：農地 400㎡
平成16年10月 8日 ～10月12日	台風22号 及び豪雨	〃	92.0 (14.0)	75.0 (12.0)	84.0 (12.0)	21.0 (5.0)		
平成16年10月18日 ～10月22日	台風23号	〃	119.0 (14.0)	91.0 (9.0)	112.0 (13.0)	71.0 (7.0)		
平成18年6月30日 ～7月25日	梅雨前線豪雨	〃	136.0 (46.0)	170.0 (42.0)	92.0 (62.0)	194.0 (48.0)	7河川	・ 井尻川：宅地その他 200㎡、床下浸水 2棟 ・ 都治川：宅地その他 6,600㎡、農地 295,800㎡、 床上浸水 1棟、床下浸水 2棟 ・ 本町川：宅地その他 4,200㎡、床下浸水 20棟、床上浸水 1棟 ・ 10号都市下水路：宅地その他 3,400㎡、床下浸水 6棟 ・ 奥谷川：宅地その他 5,000㎡、農地：137,000㎡、床下浸水 11棟 ・ 江の川：28,800㎡、農地 349,000㎡、床下浸水 6棟、床上浸水 1棟 ・ 天王寺川・仏谷川：宅地その他 13,650㎡、農地 9,350㎡、 床下浸水 2棟、床上浸水 2棟

※出典：「国土交通省水害統計」及び市町村ヒアリング等



都治川（都治地区^{つむぎはし}埋築橋下流）（昭和47年7月）



小谷川（桜江町^{たにじゅうごう}谷住郷地区）（昭和58年7月）

図 3-1 洪水時の氾濫状況

3.1.2 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

江の川水系下流支川域においては、過去昭和 46 年、昭和 47 年、昭和 58 年などをはじめとして大きな浸水被害が生じています。浸水被害の程度は降雨の状況や江の川本川の水位、及び流域の諸状況等、多くの要因に左右されるため、下流支川域各流域の特性に応じて個別に目標を設定し、洪水を安全に流下させることにより、家屋及び農地等の浸水被害を防ぎます。

なお本整備計画で施行する都治川では、上記の洪水に加え近年では平成 18 年 7 月などに浸水被害が発生していることから、概ね 50 年に 1 回程度の確率で発生する洪水を安全に流下させることにより、家屋等の浸水被害を防止します。

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

3.2.1 過去の渇水概要、水利用の状況

江の川水系下流支川域は山地が大部分を占め、人々の生活の場は山間に点在する盆地や江の川合流点付近の平地であり、河川の流水はこれらの人々の生活を支えてきました。

現在、江の川は農業用水として水田の灌漑用水に利用されている他、都市用水（上水道用水、工業用水、発電用水）としても利用されていますが、下流支川域では主な土地利用が田畑であることから、これらの田畑を潤すため、約 560 件の慣行水利があり約 2,500ha の灌漑用水に利用されています。

流量測定を行っている都治川の流況は表 3-2 に示すとおりです。都治川における平均渇水流量は $0.25 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、 100 km^2 当りに換算すると $0.57 \text{ m}^3/\text{s}/100 \text{ km}^2$ となっています。

江の川水系では、昭和 42 年、昭和 53 年、平成 3 年、平成 4 年、平成 6 年と渇水が発生しています。特に平成 6 年の渇水では、県下 40 市町村（当時）において渇水対策本部が設置され、節水の呼びかけ等の広報活動が行われました。この平成 6 年の渇水では江の川本川の流量が減少した結果、塩分濃度が上昇し、江の川の流水を農業用水として利用している松川町八神では、塩害により水稻に被害が発生しました。

都治川においては、松川町上河戸で井戸水が枯れたため給水車が出動したり、農業用水の水不足が発生するなどの影響が出ています。この時の都治川の渇水流量は $0.03 \text{ m}^3/\text{s}$ と 28 年間平均値の $1/8$ 程度に減少しているため、再び渇水が生じた場合にも同様の被害が生じないように、河川の流況及び維持流量等を考慮し、既得取水の安定化を図る必要があります。なお、小谷川をはじめ下流支川域におけるその他の支川において渇水被害は確認されていません。

表 3-2 都治川の河川流況（日平均流量）

支川名	観測地点	流域面積 (km^2)	流況 (m^3/s)				適用
			豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	
都治川	都治橋	44.0	1.40 (3.19)	0.80 (1.82)	0.49 (1.12)	0.25 (0.57)	昭和 57 年～平成 21 年 (28 年間) 平均値

注 1) 流況の説明は以下のとおりです。

- 豊水流量：1 年を通じて 95 日はこれを下回らない流量
- 平水流量：1 年を通じて 185 日はこれを下回らない流量
- 低水流量：1 年を通じて 275 日はこれを下回らない流量
- 渇水流量：1 年を通じて 355 日はこれを下回らない流量

注 2) () 内は、 100 km^2 当りに換算した流量値です。

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

都治川においては、概ね 10 年に 1 回程度発生する渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況、既得取水の安定化等を考慮したうえで、都治橋地点でしろかき期概ね $0.32 \text{ m}^3/\text{s}$ 、普通かんがい期概ね $0.30 \text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期概ね $0.26 \text{ m}^3/\text{s}$ とします。

また、小谷川をはじめ下流支川域における各河川においては、今後流況等の河川状況の把握を行い、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況、既得取水の安定化等の観点から調査検討を行ったうえで決定します。

なお、各河川においては、農業用水、水道用水などの水利用実態、河川流況及び動植物の生息地または生育地の状況等の把握に努め、地域や関係機関と連携し河川の適正な利用を図ります。

3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

3.3.1 河川環境の現状と人々との関わり

江の川沿川は河川の浸食作用により河岸部が急峻に落ち込み、斜面には比較的自然の状態を保った植生が残存しており、江の川特有の河川景観を形成しています。また、下流支川域を流れる河川はその勾配が急であり、地質は中生代白亜紀から新生代古第三紀にかけて火成活動によって生じた流紋岩や花崗岩であり岩質が堅いことから浸食を受けにくく、断魚溪、幡龍峡、大槇谷溪谷、観音滝、岩瀧寺の滝など数多くの溪谷や滝等が各所で溪谷美を作り出しています。

中でも、濁川上流にある「断魚溪」は国の名勝にも指定された溪谷であり、約 4 kmにわたって奇岩怪石が連なり両岸には断崖絶壁がそそりたっています。遊歩道も整備され観光のために散策することができます。都治川上流域の波積町本郷にある「岩瀧寺の滝」は、幅約 18m、延長約 121m、4 段に連なる勇壮な滝で、江津市の名勝として指定されています。

下流支川域の植生は、日本海沿岸にはクロマツをはじめシイやカシ等の常緑広葉樹林が分布し、やや内陸から低山帯の里山にはアカマツ林も見られます。さらに内陸の支川域一体はコナラ・クリをはじめ、シイやカシ等の常緑広葉樹林におおわれ、所々スギやヒノキの植林地が分布しています。三瓶山の南面にはわずかながらミズナラ林が見られます。

河川には所々に洲や瀬及び淵が形成され、アユ、オイカワ、カワムツ、オヤニラミ、アユカケ等の魚類をはじめ、カジカガエル等の両生類が生息しています。また、鳥類ではカワセミ、ヤマセミ等が見られるなど多様な動植物が生息しています。このように、江の川本川を含む下流支川域の河川環境は自然の営みにより作り出された地形、地質及び動植物等の自然環境と深く関わっています。

江の川は、古来より中国路陰陽を結ぶ大動脈として、文化・経済・人の交流が行われ、特に近世期にはいと石見銀山の経営と江の川流域のたたら製鉄の盛業に伴い物資輸送路としての江の川の役割は大きなものがありました。小谷川が江の川と合流する地域にある谷住郷地区は、かつては江の川舟運の要衝として栄えました。この谷住郷の地名は、見水山八幡宮内に舟運の守護神が奉られている住吉神社の「住の江」から由来したと云われています。李氏朝鮮の「李朝実録」（1471）には、谷住郷舟津との貿易の記録が残されており、大陸貿易が盛んだったことを窺い知ることができます。江戸時代に入ってから「口番所」が置かれるなど交易の要衝でした。現在では、芋代官碑や金刀毘羅灯に、かつて盛んだった川の文化や舟運文化の名残りをみることができます。

下流支川域は豊かな自然環境を有している河川が多く、そのため、図 3-2 に示すように水辺空間の利用は盛んです。沿川の市町村は、水辺を利用したイベントの開催、自然学習の場としての利用や各種施設の整備など、地域と川の積極的な交流を図っています。さらに、島根県・広島県の市町村による「江の川文化圏会議」において、平成 11 年度に流域全体で河川美化を目指す河川美化条例が議決されました。島根県内の市町村においても条例が制定され、地域と一体となった環境への取り組みが行われています。

また、島根県では県下の美しい景観を守り育てるため「島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン」を作成しており、「豊かな自然資源の保全と穏やかな地域景観の形成（川本地域）」をテーマとして、各種公共施設の整備に努めています。

このように、下流支川域は良好な河川環境を維持しており、また地域と一体となった環境への取り組みが進められていますが、昭和 46 年や昭和 47 年の大水害を契機とした河川改修によりコンクリートで整備された河川も多く、水辺に近づきにくい状況にあります。

今後河川整備を行うにあたっては多様な動植物や豊かな自然景観を維持するとともに、人々と川のふれあいの場の形成に努めていく必要があります。

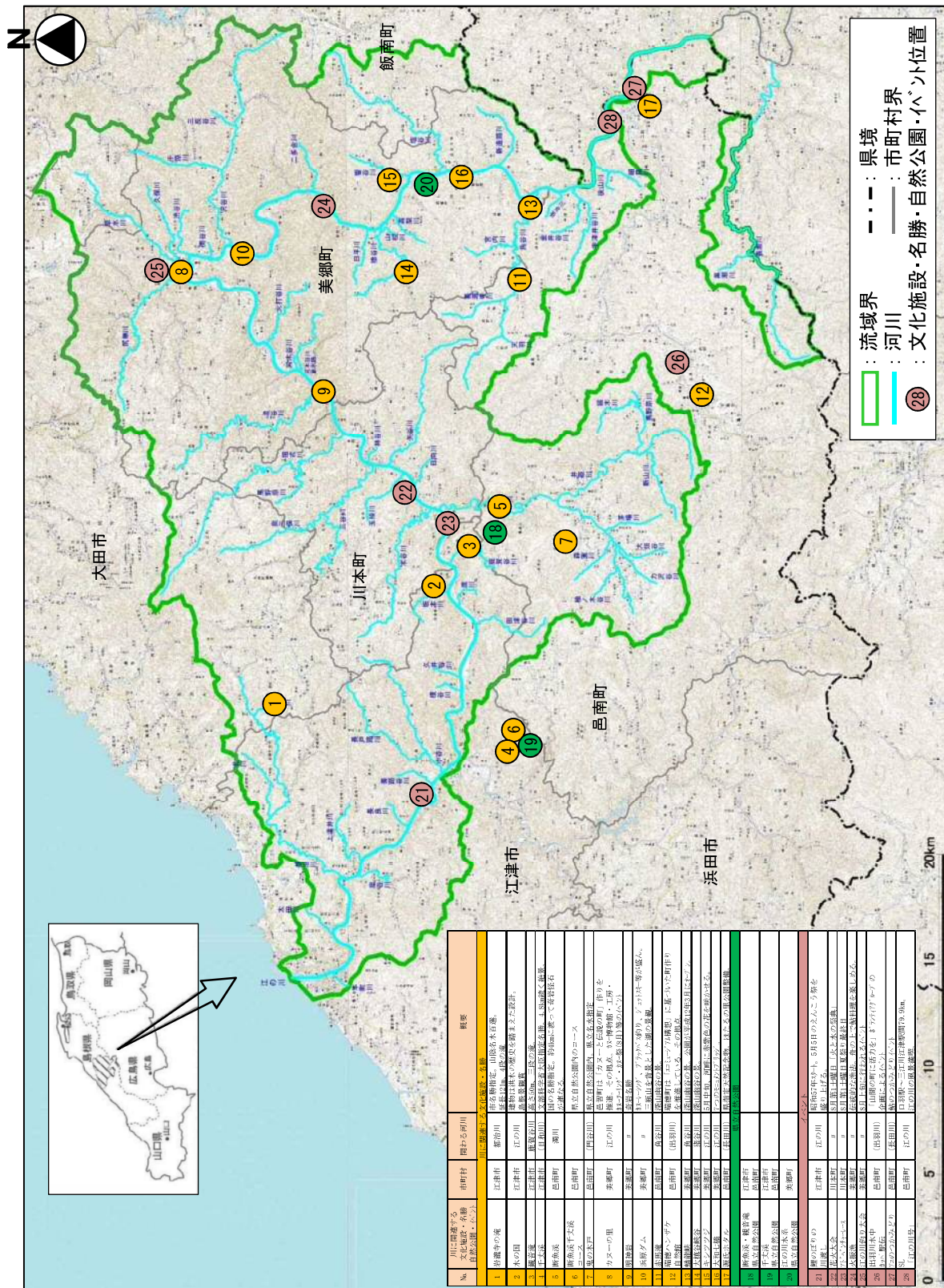


図 3-2 河川の利用状況

3.3.2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川整備を行う際には、水際に変化をつけ、瀬や淵などの現況を極力活かし、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全に努め、多様な河川環境を確保します。

工事の実施にあたっては、周辺住民の生活環境への配慮はもとより、自然環境への影響に対しても工事内容及び保全対象に応じて適切な対処を図り、良好な自然環境を保全します。また、周辺の景観と調和し生態系に配慮した水辺空間の形成に努め、河川とのふれあいの場を形成するとともに、美しい河川環境を維持するよう努めます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

都治川流域について、沿川の家屋及び農地の浸水被害を防ぐため、江津市波積町本郷地先に波積ダムを建設します。

また、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況、既得取水の安定化等を図るために必要な流量を流下させます。

河川工事を実施する施行の場所は、表 4-1、図 4-1 のとおりです。

表 4-1 施行の場所及び河川工事の種類

支川名	施行の場所	河川工事の種類
つちがわ 都治川	江津市波積町本郷地先	波積ダム建設



図 4-1 施行区間位置図（都治川流域）

4.1.2 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

都治川の洪水調節を行うために波積ダムを建設し、昭和 47 年 7 月降雨相当の概ね 50 年に 1 回程度発生する降雨による洪水が発生した場合でも、基準地点都治橋における洪水流量を 305m³/s から 230 m³/s に低減することにより、沿川の家屋及び農地の浸水被害を防ぎます。流量配分図を図 4-2 に示します。

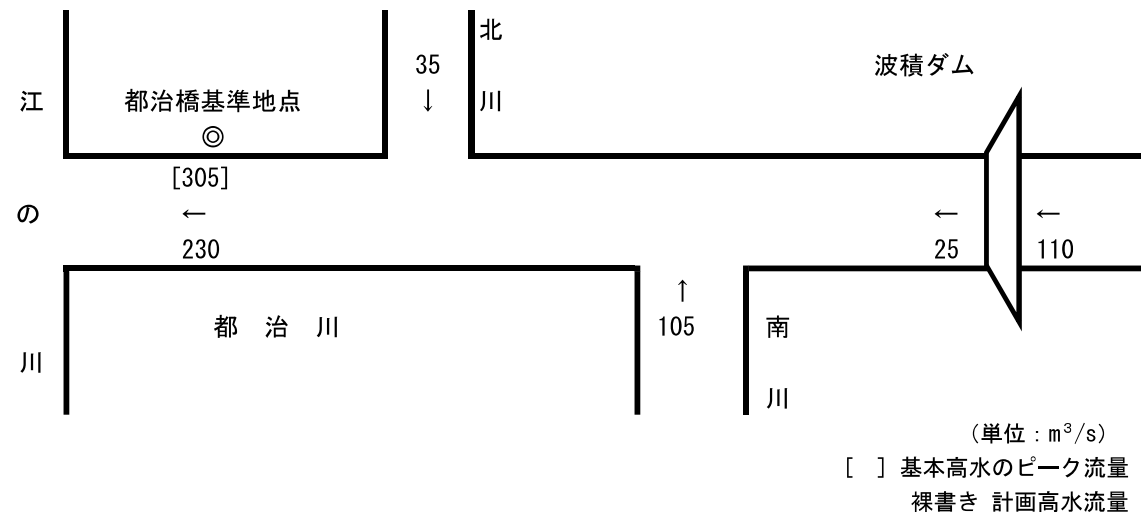


図 4-2 計画高水流量配分図

また、概ね 10 年に 1 回程度発生する渇水時においても、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況、既得取水の安定化等を図るため、表 4-2 に示す流量を流下させます。

表 4-2 流水の正常な機能の維持のために必要な流量

基準地点	期間	しろかき期 (4/26～5/5)	普通かんがい期 (5/9～9/7)	非かんがい期 (9/8～4/25)
都治橋流量(m ³ /s)		概ね 0.32	概ね 0.30	概ね 0.26

波積ダムは、利水放流設備により、波積ダム下流の流水の正常な機能の維持のために必要な流量を放流します。

また、江の川本川の塩害防止のため八戸ダムから利水補給を行っている期間においては、波積ダムに流入する水をそのまま流すことにより、江の川本川の流量減少を抑えます。

機能の概要を表 4-3 に示します。

表 4-3 機能の概要

項目	内容・諸元
目 的	洪水調節 流水の正常な機能の維持
形 式	重力式コンクリートダム
堤 高	約 54m
湛 水 面 積	約 0.237km ²
総 貯 水 容 量	約 4,010,000m ³
有 効 貯 水 容 量	約 3,530,000m ³
サーチャージ水位	E.L.約 90m

波積ダムの容量配分図、標準横断面図及び平面図を図 4-3 から図 4-5 に示します。

なお、工事の実施にあたっては、江津市の名勝に指定されている岩瀧寺の滝の保全をはじめ、掘削法面の緑化や工事中の濁水の発生を防止するなど、ダム周辺の自然環境の保全に努めます。

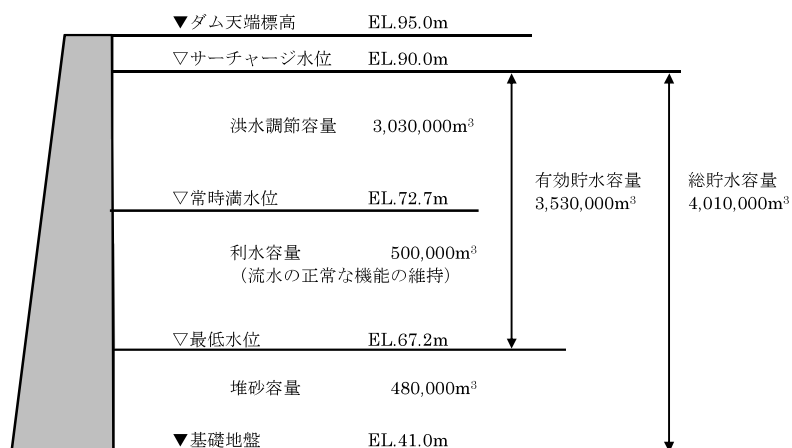


図 4-3 波積ダム貯水池 容量配分図

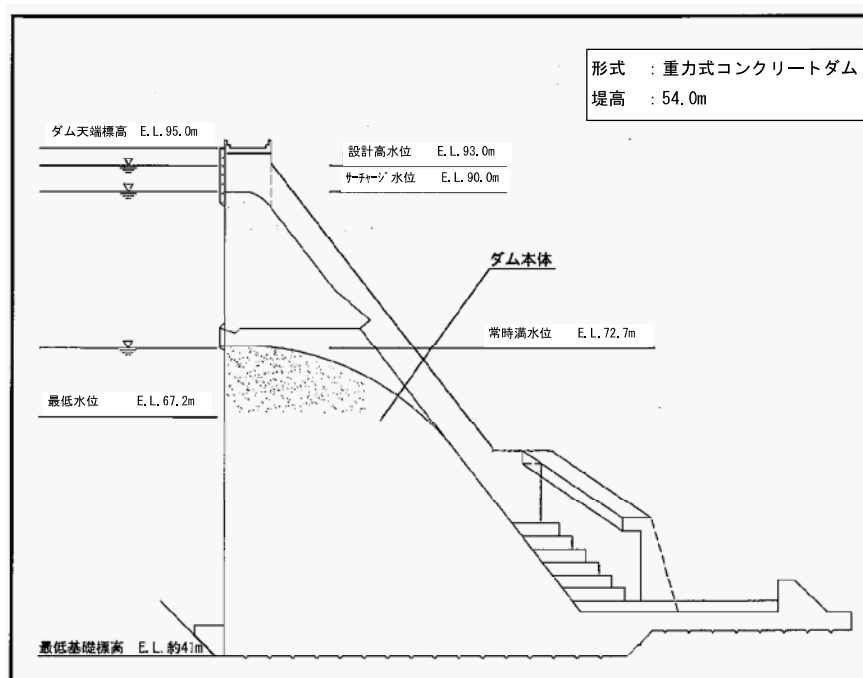


図 4-4 波積ダム建設 標準横断面図

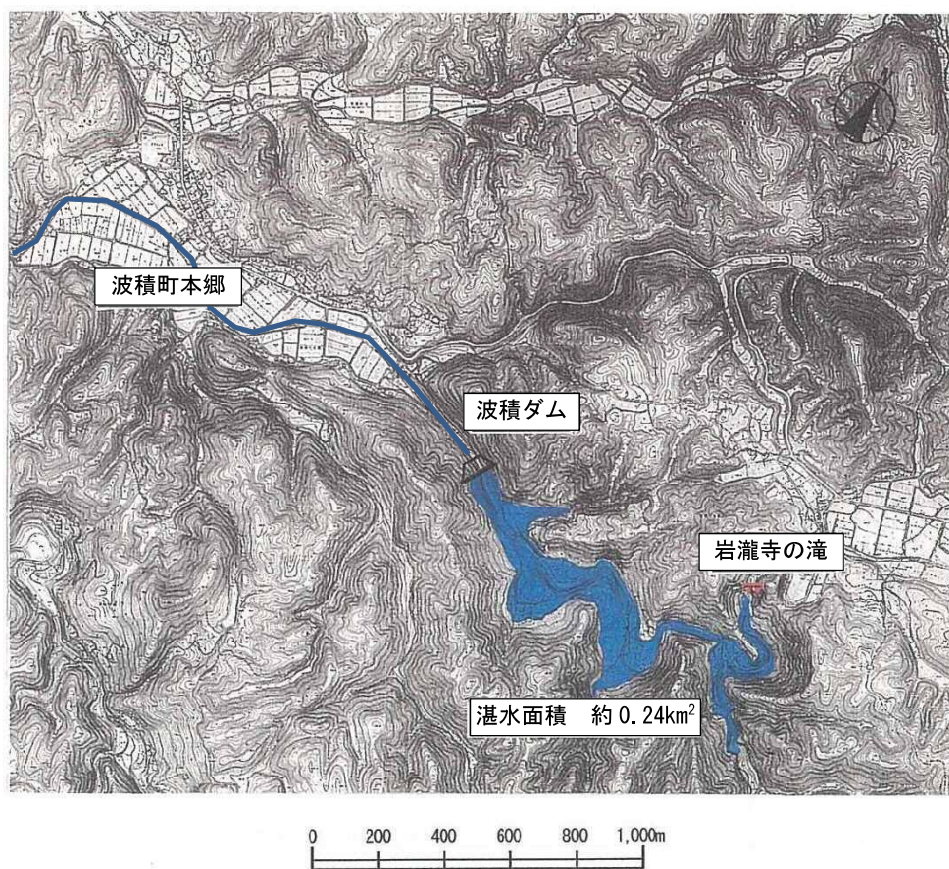


図 4-5 波積ダム 平面図

4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、豊かな自然と清流を有するこの地域の特性を踏まえつつ、洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、河川の機能が維持されるよう、県が管理する河川全域において総合的に行います。

(1) 河道の維持管理

河道の流下能力を確保するため、流下能力への影響、河川管理施設への影響、地域状況等を考慮し、必要に応じて対策を実施します。

1) 河床の維持

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に阻害が生じる場合は、環境面にも配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。また、出水等による河床の低下は、護岸等の構造物の基礎が露出するなどして危険な状態となるため、早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な維持管理を行います。

2) 伐採、除草等による維持

河道内立木の繁茂状況を定期的に調査し、洪水等の安全な流下や河川管理施設の管理に支障となる場合は、関係機関や愛護団体と連携・協力し、立木の伐採、除草等を計画的に行います。

(2) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、河川巡視や点検の実施により異常の早期発見に努め、適切な維持管理を行います。

なお、許可工作物についても、河川管理施設と同様に適切な維持管理がなされるように施設管理者を指導します。

1) 堤防・護岸

堤防のクラック、護岸の目地切れや沈下、ブロックの脱落、はらみ出し等は、堤防・護岸の機能に支障が生じる原因となることから、発見した場合には必要な対策を実施します。

2) 樋門・樋管等

コンクリートの劣化、沈下、クラック等、施設の機能に支障が生じる原因を発見した場合には必要な対策を実施します。

3) ダム

波積ダムが完成した際には、ダム貯水池について巡視、堆砂測量及び水質のモニタリング等を行い、貯水池の状況を把握するとともに、ダム本体について漏水量及び揚圧力等の測定を行います。また、観測設備、警報設備及び放流設備等についても定期的な点検を行い、ダム機能の維持管理に努めます。

4) トンネル放水路

トンネル放水路内の土砂の堆積状況、ライニングの摩耗や亀裂の状況、湧水箇所及び湧水量等について定期的に点検を行い、常にトンネルが所定の機能ができる様に努めます。

(3) 河川敷地の維持管理

1) 河川敷地の適正な利用

河川敷地を良好な環境に保つため、占有者に対しては、施設の維持・点検・修復、安全面での管理体制および緊急時における通報連絡体制の確立等を指導し、適正な維持管理に努めます。

2) 不法投棄対策

不法投棄は河川環境を悪化させるため、河川巡視を行うとともに、関係機関と連携し適切に対応します。

5. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

5.1 河川情報の提供

多様化する流域住民のニーズに応えるため、河川に関するパンフレットの作成や各種イベントの開催、及びインターネット等により、地域に対し河川事業に関する情報を広く提供することによって、河川愛護の普及や河川整備に広く理解が得られるように努めます。

災害による被害の軽減を図るため、「島根県水防情報システム」等により、県内一円に配置した観測局で雨量・水位のデータをリアルタイムで収集、管理するとともに、「島根県総合防災情報システム」の「しまね防災ポータル」を通じて、流域の方々に河川に関する情報を提供します。

また、流域市町と連携して、非常時に危険箇所や避難場所等を示した洪水ハザードマップの普及と推進を行うとともに、住民の安全や避難行動、地域防災活動を支援します。

5.1.1 地域や関係機関との連携

(1) 河川愛護活動の支援

各河川は、地域の身近な自然環境として優れた自然体験の場であり、また地域の歴史・文化に触れる場であるとともに、河川美化活動等を通じて社会のルールやマナーを学ぶ場でもあります。江の川水系下流支川域の良好な河川環境を後世に引き継いでいくため、川に対する関心が高まるよう「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」などを通じて、地元自治会や関係機関と連携・協力して森林保全、河川愛護の普及・啓発、草刈、清掃等の河川美化活動の支援、地域で行われるイベントや活動等の地域づくりの支援に努めます。

(2) 学識経験者等との連携

多自然川づくりをはじめとして、河川整備の設計・施工に関しては、継続的な生物調査等を行い、関係機関の協力を得ながら必要に応じて学識経験者や関係分野の専門家などの意見が反映できるよう努めます。

(3) 緊急時における対応

河川整備段階での洪水や計画規模を上回る洪水に対しても、被害を最小限に食い止めるため、平常時から防災意識の向上を図り、関係機関と連携して河川水位や雨量情報などの取得方法を流域住民に周知します。また、関係市町との連携による水防活動の実施、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備等、関係機関や自主防災組織、地域住民等と協力して総合的な被害軽減対策を講じます。

洪水氾濫のおそれがある場合や発生時には、関係市町や自主防災組織など水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防活動を支援します。また、異常渇水時には国土交通省と連携し河川情報を関係機関や地域住民に提供し、円滑な渇水調整に努めます。

水質事故が発生した場合は、「江の川水系（下流）水質汚濁防止連絡協議会」及び「島根県水質汚濁防止連絡協議会」を通じて事故状況の把握、関係機関への連絡、河川状況や水質の監視を行い、事故処理等を原因者及び関係市町や国土交通省などの関係機関と協力して行います。

(4) 施設管理者や他機関との調整

流域の視点に立った適正な河川管理を行うため、管理上影響を及ぼす開発行為は、必要に応じて関係機関と連携して流出抑制対策等の調整を図ります。

取水堰等の許可工作物については、治水上の安全性を保持するため、施設管理者と調整して適切に管理するよう指導します。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して環境の保全にも配慮するよう指導します。

兼用工作物についても管理者間で調整し、適切な管理に努めます。

(5) 地域が一体となった取り組み

良好な水資源の確保や県土保全を担う森林等をはじめ、江の川水系下流支川域が地域共有の財産であるという認識のもとに、河川整備、河川の利用並びに河川環境に関する地域の意見・要望を十分に把握し、地域と一体となった河川整備の推進に努めます。

また、江の川水系の良好な水質を確保していくためには、行政、事業者、住民及び民間団体等が一体となって、水質浄化へ向けた意識（「みんなで江の川をきれいに」）の向上を図り、洗剤の適正量使用や廃油・米のとぎ汁等を流さないなど、誰でもすぐにできる水質浄化対策を、住民一人一人が取り組んでいく必要があります。

(参考)

決 定 及 び 改 定 の 経 過			
区分	事項	年月日	備考
決定	決定	H13.6.22	
	施行	H13.6.22	

本書に掲載した下表の地図は、国土地理院の地図を複製したものである。

図面一覧表

ページ	図番	タイトル
17	図3-2	河川の利用状況
19	図4-1	施行区間位置図(都治川流域)
22	図4-5	波積ダム 平面図